

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多古町長 平山 富子

市町村名 (市町村コード)	多古町 (347)
地域名 (地域内農業集落名)	西古内地区 (西古内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

この地区の水田はおよそ60年前に1反歩区画での基盤整備がされており、用水は土水路であるため現在では作業効率が非常に悪く、高齢化などにより作付けが出来なくなった水田については、今後借り受けられる農業者がいなくなることが懸念されている。このためこの地区の水田では早急に基盤整備を行う必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲及び人参を主要作物とし、地域の特産物である人参を段階的に特別栽培に切り替え、団地化を形成する。
・担い手に集約化を進め、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心とした農地の集積・集約化を、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地バンクに貸し付け、担い手へ集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を令和12年度までに計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる水稲の防除作業は、協議会への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ⑦西古内地区では多面的機能活動に取り組んでおり、農道や水路の保全・管理にを行っている。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。
- ⑨西古内地区で生産された飼料作物(WCS)は、組合が収穫・ラッピングの上、畜産農家に供給する。